

②構造計算適合性判定

「平成27年度建築士定期講習テキスト(別冊)」のp.1-6に誤りがありますので、お詫びするとともに下記のとおり差し替えていただきますようお願いいたします。(一社)新・建築士制度普及協会

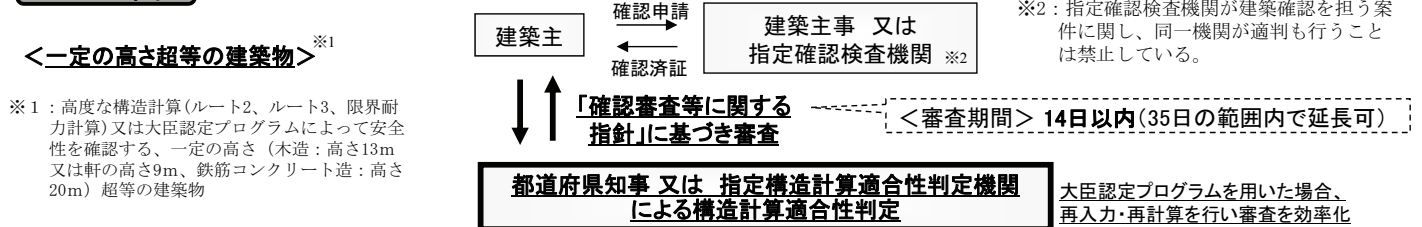
構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3関係)の概要

- 高度な構造計算によって安全性を確認する建築物等に係る建築確認については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定※(適判)を受けなければならない。
※：適判とは、構造計算の法適合性を適確に審査するため、建築主事等が行う審査に加え、第三者機関において一定の技術力を有する者が工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等を含む審査
- 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の指定基準を満たしていれば、両方の機関としての指定を受けることが可能。
- 建築確認を担う者とは別の第三者が構造規定に係る法適合性をチェックするという制度の趣旨に基づき、都道府県知事が適判を行う場合にあっては、確認を行った建築主事を当該案件に係る適判に関する事務に従事させることを禁止するとともに、指定確認検査機関が建築確認を担う案件に関し、同一機関が構造計算適合性判定を行うことを禁止している。

関連データ

- 構造計算適合性判定件数：約18,700件(一月あたり約1,600件)(H26年度)
- 適判物件に係る平均の確認審査日数(事前相談の期間含む)：約100日(H20.1)→約50日(H27.3)
→特定行政庁：約60日、指定確認検査機関：約50日
- 構造計算適合性判定機関の数：60機関。うち、都道府県：8機関(H25.10)

フロー図

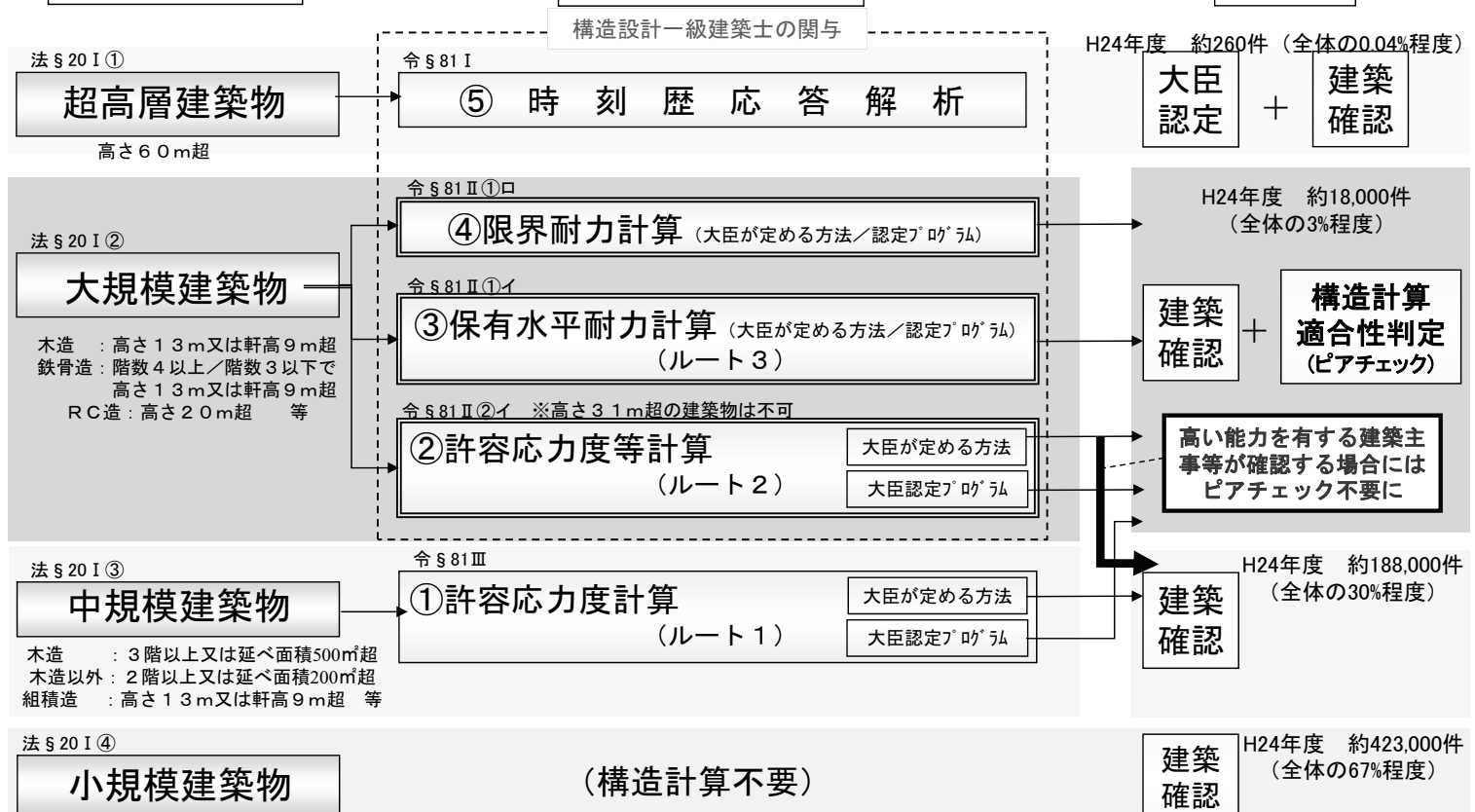


構造計算ルートと構造計算適合性判定について

建築物の規模

構造計算ルート

手続き



※いずれも、より高度な構造計算ルートによることは可能
(例：中規模建築物は、①～⑤のいずれかに適合すればよい。)

※平成24年度の建築確認の件数は約629,000件
※件数には計画変更に係るものを含んでいない。